

自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」）は、脱炭素社会の推進、非常時のエネルギー確保等の防災対策及び地域経済の活性化を推進する観点から、地産地消型再生可能エネルギーの導入促進を図るため、予算の定めるところにより、自立・分散型エネルギーの導入等を行う者に対して予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「自立・分散型エネルギー」とは、小規模で、かつ地域に分散しているエネルギーで、電力供給が停止した場合においても、自立的にエネルギー供給を確保できるものをいう。
- (2) 「県内事業者」とは、県内に事業所を置く企業、法人格を持った団体及び個人事業主をいう。ただし、国及び公共団体（一部事務組合を含む）を除く。
- (3) 「福祉施設等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業の用に供する県内の施設並びに医療法（昭和23年法律第206号）第1条の5、第1条の6、及び第2条第1項に規定する県内の施設をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22条）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」

(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。），経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第2のとおりとする。

2 補助事業は、予算がなくなり次第終了とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、協会が別に定める日とし、その提出部数は各1部とする。

4 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、協会が別に定める方法により利益等を排除して交付申請する。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、別表第3のとおりとする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

ただし、交付決定金額の増額変更は認めない。

- (1) 補助対象経費で20パーセントを超える増減
- (2) 実施箇所の変更及び補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) 事業量の増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、事業状況報告書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 規則第11条第2項の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合には、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第9号1様式）又は遅延等報告書（別記第9号2様式）を協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日とする。ただし、交付決定を受けている事業者が、申請時点において想定できなかった事由により、定められた提出期限までに補助事業等実績報告書の提出が困難となった場合は、個別に事由を勘案して提出期限を延長する場合がある。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

- 2 令和4年3月16日以降におけるこの要綱の適用にあたっては、「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、第11条第2項を改訂し、令和3年9月18日より施行する。
- 4 この要綱は、第10条第2項、第11条第2項を改訂し、令和4年1月21日より施行する。

別表第1 補助事業者（第3条関係）

区分	補助事業者
民間事業者	県内に事業所を置く企業、法人格を持った団体。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資または費用負担の比率が50%を超える団体は除く。 県内に事業所を置く青色申告を行っている個人事業主。
福祉施設等	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業の用に供する県内の施設を有する事業者。 医療法（昭和23年法律第206号）第1条の5、第1条の6、及び第2条第1項に規定する県内の施設を有する事業者。

別表第2 補助対象設備等（第4条関係）

補 助 対 象 設 備			補助対象経費	補 助 率					
種類	補助要件			県内事業者	福祉施設等				
発電設備	太陽光発電及び蓄電池	(1) 太陽光及び蓄電池の同時設置 (2) 発電出力5kW以上 (3) 蓄電池容量5kWh以上	補助対象設備の購入、製造に要する経費 (ただし、設計費、工事費、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。)	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上		1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)				
	小水力発電	(1) 発電出力1kW以上50kW未満		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
革新的なエネルギー高度利用技術	ガスコーポレーション	(1) 発電出力5kW以上		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
	蓄電池	(1) 太陽光を除く発電設備と同時設置または既設発電設備に接続すること。 蓄電池容量は5kWh以上かつ発電設備の発電出力と同等以下であること。		1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)				
	燃料電池	(1) 停電対応型の燃料電池であること。		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
次世代自動車及び外部給電器	(1) 次世代自動車は燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)であること。 (2) 経済産業省が実施する令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる次世代自動車及び外部給電器であること。 (3) 停電時のBCP電源として外部給電器を同時に導入すること。		注1 FCV : 1/2, 外部給電器 : 2/3 〔 FCV : 上限100万円 外部給電器 : 上限50万円 〕 注2 EV : 1/3, PHV : 1/3, 外部給電器 : 2/3 〔 EV : 上限15万円 PHV : 上限10万円 外部給電器 : 上限20万円 〕	注3 FCV : 1/2, 外部給電器 : 2/3 〔 FCV : 上限100万円 外部給電器 : 上限50万円 〕					
				注3 FCV : 1/2, 外部給電器 : 2/3 〔 FCV : 上限100万円 外部給電器 : 上限50万円 〕					
				注3 FCV : 1/2, 外部給電器 : 2/3 〔 FCV : 上限100万円 外部給電器 : 上限50万円 〕					
上記以外の要件									
<p>(1) 県内の事業所に導入する設備であること。</p> <p>(2) 補助金の交付を受けた発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を行わず、発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。</p> <p>(3) 発電設備の設置場所が住居または居住施設(福祉施設等を除く)は対象外とする。ただし、発電設備から得られた電力を、住居兼事業所等(事務所等事業専用部)で使用する場合は、住居部分と事業所等(事務所等事業専用部)部分での電力使用(電力契約)が明確に分けられ、事業所(事務所等事業専用部)部分のみで消費することが確認できれば対象とする。</p> <p>(4) 過去に鹿児島県住宅用太陽光発電普及推進事業の交付を受けて導入した太陽光発電設備の更新は対象外とする。</p> <p>(5) 県の他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。</p> <p>(6) 補助対象施設を設置する土地、建物は、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの許諾を得ていること。</p> <p>(7) 次世代自動車は、新車(初度登録前のもの)を導入すること。</p> <p>(8) 次世代自動車及び外部給電器についてリースの場合は、補助事業者がリース事業者であり、使用者とリース契約(リース契約期間が別表第4に掲げる処分制限期間以上であること。)を締結している車両であり、当該補助による補助金相当額を反映したリース料を設定すること。</p> <p>(9) 次世代自動車及び外部給電器について、自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。</p>									
注									
1 FCVの補助金交付額は、令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1で定める補助金交付額に1/2を乗じた額とする。									
2 EV、PHVの補助金交付額は、令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1で定める補助金交付額に1/3を乗じた額とする。									
3 外部給電器の補助金交付額は、補助対象経費に2/3を乗じた額とする。									
4 次世代自動車及び外部給電器以外の補助対象設備について、国または市町村から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額に補助率を乗じて得た額以内で、補助金交付額を算出する。									

別表第3 補助金の交付の条件（第6条関係）

鹿児島県自立・分散型エネルギー導入支援事業における補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（令和2年6月22日総行政第148号）、鹿児島県自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、別表第4で定める期間（以下「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に沿って使用しその効率的な運用を図らなければならない。
なお、処分制限期間内に県知事の承認を受けないで処分等を行った場合は、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、2の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、処分制限期間内は、県知事の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供してはならない。
また、県知事の承認を得て、財産の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。
ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のためこれによりがたい場合には県知事に協議することができる。
- 4 補助事業者は、処分制限期間内に財産の処分等の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第13号様式による財産処分承認申請書を県知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、当該財産等が処分制限期間内に補助金の交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。
ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合、当該補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等

相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 7 補助事業者は、実績報告の提出後に、当該補助金額に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において5により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を実績報告を提出した翌年度の6月15日まで（当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は翌々年度の6月15日まで）に県知事に報告（別記第14号様式）するとともに、県知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。
- 9 補助事業者は、関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

別表第4 補助金の交付の条件（第6条関係）

財産の種類	期間
太陽光発電	17年
風力発電	17年
小水力発電	22年
ガスコーポレーション	6年
燃料電池	6年
次世代自動車	4年
外部給電器	3年
蓄電池	6年

別記

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金交付申請書

年度において自立・分散型エネルギー導入支援事業による機器整備を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第8条、第11条関係）

事業（変更）計画（実績）書

単位：円

補助対象設備	実施箇所	構造規格又は規模	事業量	補助事業に要する経費	補助金額
合 計					

事業実施期間 着手(予定) 年 月 日
完成(予定) 年 月 日

注1 「補助対象設備」の欄は、別表2の補助対象設備の種類を記載すること。

2 「実施箇所」の欄は、設備を設置する住所、施設名を記載すること。

3 「構造規格又は規模」の欄は、設備の機種名（メーカー名及び型式）、規模（規格、出力、容量等）を記載すること。

4 「事業量」の欄は、設置する設備の数量を記載すること。

5 変更のときは、上段に当初、下段に変更の二段書とすること。

第3号様式（第5条、第8条、第11条関係）

(変更) 収支予算（精算）書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
県補助金				
国補助金等				
自己資金				
合計				

2 支出の部

単位：円

区分	費目	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合計					

(注) 1 「区分」の欄は、別表2の補助対象設備の種類を記載すること。

2 「費目」の欄は、設備等の支出の内訳等を記載すること。

3 変更のときは、上段に当初、下段に変更の二段書きとする。

第4号様式（第7条関係）

番号
年月日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

理事長 宮廻 甫允 印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件
別表第3のとおりとする

第5号様式（第8条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金変更申請書

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定通知のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円 (うち前回までの申請額 金 円)

2 変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

理事長 宮廻 甫允 印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第7号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

理事長 宮廻 甫允 印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件
当初のとおりとする

第8号様式（第10条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金状況報告書

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定通知のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業の実施状況について、鹿児島県補助金等交付規則第11条第1項及び自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況及び収支状況

2 関係書類

1に記載する事業の遂行状況及び収支状況が分かる書類

第9号1様式（第10条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定通知のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項及び自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第9号2様式（第10条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所

法人等名称

代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金に係る
補助事業の遅延等報告書

年　月　日付け 第　　号で補助金交付決定通知のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業の遅延等の状況について、鹿児島県補助金等交付規則第11条第2項及び自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の理由

(注) 上記の理由の根拠となる資料（受注者からの状況説明書など）を添付すること。

2. 補助事業の実施期間 (変更前)
(変更後)

第 10 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づき自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書（別記第 2 号様式）
- (2) 収支精算書（別記第 3 号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

第 11 号様式（第 12 条関係）

番号
年月日

様

一般財団法人鹿児島県環境技術協会

理事長 宮廻 甫允 印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

第12号様式（第13条関係）

年　月　日

一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付請求書

年　月　日付け 第　　号の交付確定通知書に基づく自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

〈預金口座〉

金融機関名				<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫
支店名				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
口座番号				
口座名義人	(フリガナ)			

注 通帳の見開き部分(金融機関名, 支店名, 口座名義人, 口座番号が記載された部分)の写しを添付すること。

第13号様式（第6条別表第3関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた自立・分散型エネルギー導入支援事業費補助金に関する財産の処分の承認を受けたいので、鹿児島県補助金等交付規則第21条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手方（住所、氏名）

3 処分の目的及び条件並びにこれに伴う収入金等に関する事項

(注) 処分の方法の欄には、使用、譲渡し、交換、貸付け、廃棄又は担保の提供の別を記載すること。

第14号様式（第6条別表第3関係）

年　月　日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
法人等名称
代表者の職・氏名

印

自立・分散型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定のあった自立・分散型
再生可能エネルギー導入支援事業費補助金について、鹿児島県自立・分散型エネ
ルギー導入支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 鹿児島県補助金等交付規則第14条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| (年　月　日付け 第　号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) この報告書は、交付決定ごとに作成する。